平成２３年（フ）第６２０号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目５番54号　ラ・テールＢ棟202
債務者　山田　　薫
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６２４号
埼玉県蓮田市大字貝塚905番地２
債務者　板倉　喜恵
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６３５号
さいたま市桜区大字白鍬432番地３　アーク201土田方、住民票上の住所埼玉県所沢市小手指台11番地の17　エールハイツカトウ206
債務者　樋口　直人
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６３９号
埼玉県川口市中青木３丁目５番６号　野崎コーポ201号
債務者　千葉　節子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６４４号
埼玉県川口市大字安行原1218番地の２　グリンライフ安行202号
債務者　坂本　良知
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６７９号
さいたま市北区別所町79番地４　ルミエールＡ101
債務者　木村　英爾
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９号
北海道稚内市こまどり４丁目３番５号
債務者　千葉　文恵（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第２７号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字冨田80番地18
債務者　千葉　　章
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第２１６５号
さいたま市中央区大戸２丁目23番７号　アーバンエース西戸橋102号
債務者　野口　純誉
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端４丁目８番24号　ヴィラネル川端Ｂ202号
債務者　成田　順子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
さいたま市西区三橋６丁目385番地２　三橋グランハイム富士Ｄ203号室
債務者　見目　加奈（旧姓市島）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
埼玉県戸田市下前２丁目11番６―503号
債務者　武藤　大介
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４２２号
埼玉県上尾市本町２丁目14番15―401号　根貝戸団地
債務者　粟倉　優子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３４号
さいたま市見沼区大字東宮下2031番地　大宮東宮下高層５―106
債務者　高橋　啓子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
埼玉県北足立郡伊奈町本町１丁目137番地　サンフェロー本町Ｂ―302
債務者　宮本　朋実
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５２５号
埼玉県川口市大字新堀620番地の１　メゾン新郷612
債務者　井川　直樹
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５８３号
埼玉県幸手市栄５番１―202号
債務者　山田真紀夫
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係